

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月10日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 7 号

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、引用条項の移動による所要の改正を行うため専決処分するものである。

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例（平成30年おいらせ町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。